

# 特定非営利活動法人 CCL 利益相反防止規則

規則第 11 号  
2026 年 4 月 27 日制定

## (目的)

第 1 条 この規則は、特定非営利活動法人 CCL（以下「本法人」という。）における理事の利益相反行為を防止するために必要な事項を定め、もって本法人の職務の公正さを担保するとともに、助成事業等の適正な執行に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

## (適用範囲)

第 2 条 この規則は、本法人の全ての理事に適用する。

## (定義)

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 利益相反状態 理事が本法人の職務に従事する際、自己又は第三者（親族や自らが経営又は関与する団体等）に金銭、地位その他の利益をもたらす可能性がある状態をいう。

(2) 利益相反行為 利益相反状態において、理事が自己又は第三者の利益を図り、もって本法人の公益性や助成事業の適正性を損なう恐れのある行為をいう。

## (禁止事項)

第 4 条 理事は、本法人の業務を行うに当たり、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行ってはならない。

2 理事は、その地位を利用して、自己又は第三者のために本法人と取引を行い、又は本法人に不利益を与える行為を行ってはならない。

3 本法人が助成金等により外部委託や物品調達を行う際、理事が実質的に経営又は関与する企業・団体を選定する場合は、経理規則第 9 条に基づき、社会通念上適正な価格によるものとし、事前に理事会の承認を得なければならない。

## (自己申告)

第 5 条 理事は、就任時及び新たに利益相反状態が生じた場合には、速やかにその旨を理事会に報告（自己申告）しなければならない。

2 理事は、毎年 1 回、利益相反に該当する事項の有無に関する自己申告書を提出するものとする。

## (禁止行為の具体化)

第 6 条 役職員等は、業務に関連して利害関係者から次の各号の便宜供与を受けられることを原則禁止する。

(1) 社会通念上の範囲を超える贈答品の受領

(2) 過度な接待（会食、ゴルフ、旅行等の供応）

(3) その他、職務の公正さを疑われる恐れのある行為

## (審議の回避)

第 7 条 理事会において、特定の理事と利害関係がある事項を審議又は決議する場合、当該理事は審議及び決議に加わることができない。

## (是正措置)

第 8 条 理事長は、利益相反行為の疑いがある場合は速やかに調査を行い、利益相反行為が認められたときは、当該行為の中止、不当利益の返還、又は理事の解任提案等の必要な是正措置を講じなければならない。

(記録の保存)

第9条 利益相反に関する報告、審議の記録及び是正措置の記録は、文書管理規則に従い適切に保存しなければならない。

附 則

この規則は、2026年4月1日から施行する。